

高松市

基礎情報

【人口】 420,748 人 【世帯】 182,047 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

児童扶養手当受給資格者数 4,538 人（平成 27 年度）、ひとり親家庭等に対する医療費の助成の対象人員 10,785 人（平成 27 年度）（高松市 市政概況）

概要

○高松市では、平成 25 年度から香川県内で面会交流支援に取り組んできた NPO 法人面会交流支援センター香川と連携し、平成 27 年度から、母子家庭等就業・自立支援事業の面会交流支援事業を実施している。NPO 法人面会交流支援センター香川では、原則として、高松市郊外にある「さぬきこどもの国」のオープンスペースを活用して面会交流を行っている。

○高松市の面会交流支援事業の成果を見ると、平成 28 年度で 40 件の相談、8 ケース延べ 55 回（平成 29 年 2 月末現在）の交流支援実績があり、利用者から好評を得ている。

（１）面会交流支援事業を高松市が民間組織と連携して実施

①民間による取組の経緯と実施状況等

家庭裁判所の家事調停委員として面会交流の調停に従事する中で、面会交流の再調停といったケースが生じることがある。面会交流の合意が形成されたにもかかわらず、取り決めどおりに実施されていないケースがあり、第三者が支援を行うことで、円滑に面会交流を実施できないかという思いがあった。一方、平成 23 年に民法が改正され、父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、面会交流及び養育費の分担が明示されるとともに、子の監護について必要な事項を定めるに当たり子の利益を最優先して考慮しなければならない旨が明記された。

この動きを受け、香川県内の家庭裁判所の元調査官や家事調停委員、臨床心理士などの有志が集まり、平成 25 年に香川県で面会交流支援を行う任意団体を立ち上げた。その後、平成 28 年 1 月に、NPO 法人面会交流支援センター香川として法人化した。当初は、24 人であったが、その後弁護士等が加わり、現在は 33 人が面会交流支援に携わっている。

当初は、香川県内で開始したものの、今では徳島県からの参加（33 人中 11 人）があり、2 県で面会交流支援を行っている。

NPO 法人面会交流支援センター香川の面会交流支援の実績は、1 年目が延べ 36 回、2 年目が延べ 84 回、3 年目が延べ 188 回であった。うち約 6 割が月 1 回の頻度での面会交流であるが、残りの 4 割は 2 か月～3 か月に 1 回程度の頻度である。

立上げにあたっては、裁判所側に第三者機関への期待もあったことから、家庭裁判所にも協力を仰いだ。

②面会交流支援の取組み内容

面会交流支援の流れは、当事者から電話（家庭裁判所での調停合意が前提）を受けた後、事前相談を行った上で面会交流支援の申し込み、面会交流のための連絡・調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りなどを行う流れになる。

NPO 法人面会交流支援センター香川では、原則として、高松市郊外にある「さぬきこどもの

国」で面会交流を実施することとしている。「さぬきこどもの国」は、遊びがたっぷり詰まったわくわく児童館や子どもの冒険心をくすぐる広大な敷地の遊び場等から構成されている。面会交流は、プレイルームのような場所ではなく、オープンスペースで実施することとしている。その理由は、オープンスペースの場合、周りに親子で交流しているケースが多くあるとともに、子どもにとって楽しく遊べることで、子どもがその場に行くこと自体も楽しい状況をつくりだせるからとしている。

それぞれのケースへの対応はチームで対応し、1 ケースについて 4 人でチームを構成、うち 2 人が主担当となる。面会交流の見守りは、原則として男女各 1 人の計 2 人の支援員で実施するようにしている。また、チーム内での解決が難しいようなケースについては、後方支援チームの助言を得ることもできる。

さらに、2 か月に 1 回ケース会議を開催し、問題のあるケースや関係が良くなったケースについて発表を行い、メンバー間で情報共有及び助言を行う取組みも行っている。

なお、支援において一番難しい段階は、面会交流のための連絡や調整を行う段階である。

③高松市としての面会交流支援事業実施の経緯

子どもの貧困等への関心が高まってきている中で、高松市では、ひとり親家庭支援に関する新たな事業の実施を検討した。

当時、NPO 法人面会交流支援センター香川の前身である任意団体により面会交流への取組が行われている状況も把握した上で、高松市では、平成 27 年度予算として、母子家庭等就業・自立支援事業のうちの面会交流支援事業を新たに開始した。

平成 27 年度は、一般財団法人香川県母子寡婦福祉連合会からの再委託方式、平成 28 年度は NPO 法人面会交流支援センター香川への委託方式で実施している。

④母子家庭等就業・自立支援事業としての面会交流支援事業の取組内容

高松市の母子家庭等就業・自立支援事業としての面会交流支援事業の対象者は、平成 28 年度、同居親が高松市に在住している、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にある、本事業の支援を受けることに父母ともに同意している、などとしている。

また、高松市では、面会交流支援事業についての報告書を提出するように定めている。報告書は、対象者それぞれについて、面会交流支援受付票（支援計画書）と面会交流支援経過報告書を作成することになっている。様式は高松市と受託事業者が相談の上で設定している。

⑤面会交流支援事業における成果

高松市の面会交流支援事業の実施状況を見ると、平成 27 年は相談が 42 件、支援は 4 ケース延べ 13 回（8 月開始以降分）、平成 28 年は相談が 40 件、支援は 8 ケース延べ 55 回（平成 29 年 2 月末現在）となっている。

実際に支援を受けた人からは、「とてもよかった、支援を続けてほしい」と感謝の言葉が寄せられており、親自身の精神的な安定等を通して、子どもにもプラスに作用している。

さらに、面会交流支援のうち、高松市の支援対象となっているケースとそうではないケースを比べると、支援対象の場合は、期間が 1 年と限られていることもあり、支援側が期間を意識して支援計画を綿密に作成する傾向があること、支援を受けている側も 1 年後には自ら実施する必要があることを意識することなどから、支援が終了したのちも、面会交流がうまくいって

いるケースが多い傾向にある。

高松市の面会交流支援受付票（支援計画書）と面会交流支援経過報告書の様式

面会交流支援受付票（支援計画書）				面会交流支援経過報告書				
プライバシー保護のため徹底管理		NPO法人 面会交流支援センター香川		プライバシー保護のため、パパ・ママ・子等と記載		NPO法人 面会交流支援センター香川		
1	申込み及び 事前面談の日	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分～ 時 分		ケース番号	号 () 回目	利用料補助 終了年月	平成 年 月 まで	
2	あなたの （捺印の要否）	氏名	年 月 日生 (歳)	子どもと同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>	実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分		
		現住所				支援員		
		連絡先	電話 (- -)	携帯 (- -)		記録者		
		弁護士さんの氏名	電話 (- -)			実施場所 <input type="checkbox"/> さぬきこどもの国 <input type="checkbox"/> その他「 _____ 」		
3	子どもさんの	氏名	年 月 日生 (歳)	面会交流の様子 <input type="checkbox"/> 子どもの連れ寄り(その歳) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 支援を中止せざるを得ない事象の発生 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他の面会交流のルール違反 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 支援前後の子どもの分断不安、忠誠心高懸(板挟み)等 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ■ 前記項目に関し、代表者への適やかな報告 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済				
		氏名	年 月 日生 (歳)					
		氏名	年 月 日生 (歳)					
4	どのような支援を希望しますか	<input type="checkbox"/> 連絡調整型 <input type="checkbox"/> 受渡型 <input type="checkbox"/> 付添型 <input type="checkbox"/> 毎月1回 <input type="checkbox"/> ヶ月に1回 <input type="checkbox"/> その他 ()						
5	面会交流の実施に際して、心配や不安は如何ですか							
6	相手方の氏名について	氏名 ()						
7	面会交流の取り決めについて							
	<input type="checkbox"/> [調停・審判・訴訟・合意書・調停中の中間合意書] で取り決めた <input type="checkbox"/> まだ決まっていない(が…) [調停中・訴訟中・弁護士さんの仲立ちで合意がある]							
8	支援費用の負担割合について	<input type="checkbox"/> 父 () % <input type="checkbox"/> 母 () %						
9	その他参考事項			事前面談料受領				
				有 ・ その他				
10	申し込み内容の変更			変更の記載例				
	変更年月日	変更の内容			<input type="checkbox"/> 付添型から受渡型へステップアップ <input type="checkbox"/> 2時間から3時間へステップアップ			
					次回の予定	月 日 () 午前・午後 時 分～ <input type="checkbox"/> さぬきこどもの国 <input type="checkbox"/> その他「 _____ 」		
事前面談者		() ・ () ・ ()		支援料受取	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		領収証 <input type="checkbox"/> 手渡 <input type="checkbox"/> その他	

出典) 高松市資料

(2) ひとり親家庭対象者への情報提供の取組

高松市では、従来から作成している「たかまつひとり親家庭サポートブック」を、平成 28 年 10 月から、市民が離婚届を提出する際に、市民課のほか、各支所・出張所でも配布することとした。

また、市民課に離婚届の様式を受け取りに来た市民に、「子どものすこやかな成長のために～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～」(法務省)を配布している。

ひとり親家庭からの悩みについて、メールによる相談の受付も実施している。メール相談は、香川県子ども女性相談センターで対応している。

以上